

○経済産業省告示第五十二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月十八日

経済産業大臣 萩生田光一

次の表により、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削除する。

改正後	改正前
一〇五 「略」 「削る」	一〇五 「略」 六 居住者による外国から本邦へ向けた支払の受領（貨物の輸出に直接伴ってする取引若しくは行為（以下この号において「取引等」という。））、工業所有権の移転若しく

---

はその使用権の設定に係る取引等又は外国  
為替及び外国貿易法第二十五条第一項から  
第三項までに規定する取引等に直接伴って  
する支払の受領に限る。）であつて、次に  
掲げるものから受領するもの

イ 輸出等に係る禁止措置の対象となるロ  
シア連邦の団体として外務大臣が定める  
もの（国際平和のための国際的な努力に  
我が国として寄与するために講ずる輸出  
等に係る禁止措置の対象となるロシア連  
邦の団体を指定する件（令和四年外務省  
告示第八十二号）で定めるものをいう。

）

備考 表中の「」は注記である。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければなら

ロ 輸出等に係る禁止措置の対象となるべ  
ラルーシ共和国の団体として外務大臣が  
定めるもの（国際平和のための国際的な  
努力に我が国として寄与するために講ず  
る輸出等に係る禁止措置の対象となるべ  
ラルーシ共和国の団体を指定する件（令  
和四年外務省告示第百四号）で定めるも  
のをいう。）

ない支払等を指定する件の一部を改正する件（令和四年経済産業省告示第四十一号）の全部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならぬ支払等を指定する件の一部を改正する件（令和四年経済産業省告示第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならぬ支払等を指定する件の一部を改正する件（令和四年経済産業省告示第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第二号を次のように改める。

二 附則を次のように改める。

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に

定める日から施行する。

一 第一号又の規定中、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件（令和四年外務省告示第七十九号。以下「ロシア告示」という。）別表1に掲げる団体又は別表2に掲げる個人に係るもの 当該団体又は当該個人がロシア告示により指定された日

二 第一号又の規定中、ロシア告示別表3に掲げる団体（バンク・ロシアを除く。）に係るもの 当該団体がロシア告示により指定された日から起算して三十日を経過した日

三 第一号又の規定中、バンク・ロシアに係るもの 令和四年三月二十八日

四 第一号ルの規定中、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体を指定する件（令和四年外務省告示第九十一号。以下「ベラルーシ告示」という。）別表1に掲げ

る個人又は別表2に掲げる団体に係るもの 当該個人又は当該団体がベラルーシ告示により指定された日

五 第一号ルの規定中、ベラルーシ告示別表3に掲げる団体に係るもの 当該団体がベラルーシ告示により指定された日から起算して三十日を経過した日

2 この告示の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。